○第４号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　湾岸道路磯子高架橋（その１）工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　神奈川県横浜市磯子区鳳町地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝261.9m

鋼４径間連続鋼床版箱桁橋

橋長：261.9m　支間長：63.3m＋65.9m＋64.9m＋62.3m

工場製作工：約1,970ｔ

工場塗装工：約35,000㎡

現場塗装工：約2,100㎡

架設工：１式（トラッククレーンベント＋横取り工法）

落橋防止装置工：１式

支承工：１式

伸縮装置工：１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成25年10月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約1,970ｔ

⑺～⑲　第１号１⑺～⑲に同じ

2　競争参加資格

⑴～⑸、⑺～⑽　第１号⑴～⑸、⑺～⑽に同じ

⑹　当該工事の現地での架設期間について次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、現地での架設期間は平成24年10月から平成25年10月を予定する。

①～③　第１号２⑹①～③に同じ

3　第１号３に同じ

4　入札手続等

⑴、⑶　第１号４⑴、⑶に同じ

⑵、⑷　第３号４⑵、⑷に同じ

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①～③　第３号４⑸①～③に同じ

開札は、平成23年２月17日14時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

5　第１号５に同じ

6　Summary

⑴, ⑵, ⑹　The same with notice above (No. 1).

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of a Coastal Road of Tokyo Isogo viaduct No. 1.

⑷, ⑸　The same with notice above (No. 3).

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 11 月 19 日

分任支出負担行為担当官

帯広防衛支局長　倉沢　泰児

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　帯広㉒連隊庁舎新設等建築その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道帯広市

⑷　工事内容　次の建物に係る建築工事等

・庁舎新設（内装工事を除く。）

構造　鉄筋コンクリート造３階建

規模　延床面積　約5,800㎡　１棟

・＃155建物解体（附帯土木及び附帯設備含む）

構造　鉄骨造平屋建

規模　延床面積　約120㎡　１棟

・＃160建物解体（附帯土木及び附帯設備含む）

構造　れんが造平屋建

規模　延床面積　約10㎡　１棟

・＃169建物解体（附帯土木及び附帯設備含む）

構造　木造平屋建

規模　延床面積　約15㎡　１棟

・＃196建物解体（附帯土木及び附帯設備含む）

構造　鉄骨造平屋建

規模　延床面積　約80㎡　１棟

・＃13建物基礎構造物撤去工事

規模　床面積　約1,500㎡　１棟

・＃21建物基礎構造物撤去工事

規模　床面積　約1,000㎡　１棟

⑸　工期　平成24年10月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約4,700㎥、鉄筋約590ｔ、板ガラス約590㎡

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては帯広防衛支局総務課契約係に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、帯広防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

⑷　平成７年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積が3,000㎡以上の新設建物の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成７年度以降に、上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、帯広防衛支局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。